平成２６年（フ）第８６号
静岡県富士市伝法863番地の３、前住所静岡県富士市原田1586番地の３
債務者　鈴木　滿幸
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第８７号
静岡県富士市伝法863番地の３、前住所静岡県富士市原田1586番地の３
債務者　鈴木よしの
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２１６号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目２番地２―101
債務者　小川　眞澄
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３２０号
東京都小平市小川町１丁目1104番地の61プラシィド鷹の台202号
債務者　中村　輪子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４４６号
愛知県安城市里町池ノ浦１番地16、前住所愛知県知立市新林町平草56番地３　プリンセスガーデン本館102号
債務者　中垣　裕之
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
栃木県宇都宮市平出町3786番地13　カーサチハヤＢ202号室
債務者　賴富　順子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９６号
栃木県下野市絹板574番地７
債務者　佐藤　忍珠（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９７号
栃木県日光市猪倉3949番地10
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１８号
栃木県鹿沼市上殿町838番地３　レッドハイツシロタ３号室、前住所栃木県鹿沼市朝日町1120番地９
債務者　枝村由美子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７５号
岡山市南区福富中１丁目６番３号　606号
債務者　大森かおり（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８２号
岡山市南区福島１丁目１番８号リバーサイド福島Ｄ201
債務者　土肥　　晏
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始の取消決定確定

平成２６年（ラ）第７２４号（原審さいたま地方裁判所越谷支部平成２６年（フ）第５１号）
埼玉県越谷市大字大竹729番地
抗告人（破産者）　豊岡　　功
1　主文　破産手続開始決定を取り消す。
2　決定年月日　平成26年６月３日
3　決定確定日　平成26年６月３日
平成26年６月４日
東京高等裁判所第１民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第４１８号
名古屋市天白区保呂町2318番地
破産者　株式会社ワコー
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１０号
愛知県春日井市上条町２丁目154番地
破産者　株式会社前田機械設計
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３３０号
名古屋市中区錦３丁目６番15号
破産者　株式会社アトム
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５３５号
大阪市生野区田島５丁目21番16号
破産者　協和精工株式会社
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部